

令和7年4月開設

山梨県立大学 助産学専攻科

— 高度化した医療に対応できる助産師を養成 —

社会のニーズや高度化した医療に対応するため、より充実した教育を提供することを目指し、令和7年度に現行の助産課程を助産学専攻科へ移行します。助産学専攻科では、1年制の課程を修了することで、助産師国家試験受験資格を得ることができます。

■ 教育目標 ■

- ・マタニティサイクルにおける母子および家族への適切な助産ケアを提供するために必要な専門的知識と助産診断能力、助産技術を有する助産師を育成します。
- ・地域における母子と家族のニーズを把握し、妊娠期から子育て期までの継続したケアを実践できる助産師を育成します。
- ・女性のライフステージ各期における健康を支援する助産師を育成します。
- ・多職種と協働し問題解決のために行動することができる助産師を育成します。
- ・文化や価値観の多様性を理解し、柔軟性をもって対応できる助産師を育成します。
- ・専門的自律能力を発揮し、生涯を通じて自己研鑽することができる助産師を育成します。

■ 修業年限・募集人員・入学者選抜 ■

修業年限 1年

募集人員 7名（一般枠3名、本学枠3名、山梨県内枠1名）

※一般枠、本学枠、山梨県内枠の出願資格については次ページ参照

入学試験日 11月30日（土） 出願期間 10月21日（月）から11月1日（金）17時

このような方々をお待ちしています。

1. 周産期医療や母子保健、次世代の育成に深い関心を持ち、助産師になることを強く希望する人
2. 人を尊重しより良い人間関係、信頼関係を築こうと努力する人
3. 産科医療や助産学の基礎知識を学ぶために必要な学力が身についている人
4. 自ら学ぶ姿勢を持ち、主体的に行動できる人

※詳細は、10月上旬に発行予定の「学生募集要項」で別途お知らせします。

■ 入学料及び授業料 ■

（1）入学料

- ・169,200円 入学の日の1年前から引き続き山梨県に住所を有する方
- ・282,000円 上記以外の方

（2）授業料

- ・年額535,800円
- なお、在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

※出願資格について

看護師資格を有する者又は出願時において看護師国家試験受験資格を有する者又は取得見込の者で、次のいずれかに該当する女性とします。ただし、入学時には看護師国家試験に合格していることが必要です。

①一般枠

ア 学校教育法第83条の大学(以下「大学」という。)を卒業した者及び令和7年3月31日までに卒業見込みの者

イ 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

ウ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

エ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

オ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

カ 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(注)専修学校の専門課程の修了者で「高度専門士」の称号を付与された者

キ 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)

ク 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたものまたはこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定する者に限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

②本学枠

令和7年3月に本学看護学部を卒業見込みの者

③山梨県内枠

上記①の出願資格を有する者で、次のいずれにも該当する者

ア 山梨県内の医療機関等で勤務している者

イ 本学修了後、山梨県内の産科施設で助産師として勤務する見込みのある者